

## 「賃金構造基本統計調査」にご協力願います

この7月、「令和2年賃金構造基本統計調査」が全国一斉に実施されます。7月1日以降調査票が届いた事業主の皆様方におかれましては、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

ご提出いただく調査票は統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま回答ください。

同封の返信用封筒にて、7月31日（金）までにご提出をお願いします。

Q. 「賃金構造基本統計調査」って、なにを調べるの？

A. この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするための調査です。こうした事項別に賃金の実態を調査している唯一の公的統計であり、国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

Q. どのような会社が調査の対象になるの？

A. 民営なら5人以上、公営なら10人以上の常用労働者が雇用されている事業所<sup>\*</sup>の中から無作為抽出で選ばれた事業所が調査の対象になります。

(※一部の地域、産業を除きます)

Q. 調査結果はどのように役立っているの？

A. 民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定や労災保険の給付額算定の資料として、また、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されています。